

# 平成28年1月7日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日時	平成28年1月7日(木) 午後3時00分					
場所	教育委員会室					
開会	午後3時00分					
閉会	午後3時21分					
出席委員						
教 育 長	加 藤 裕 之	雁 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	淺 松 三 平	
委 員						
委 員						
委 員						
委 員						
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏					
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎					
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸					
学 務 課 長	須 藤 浩 司					
指 導 室 長	月 田 行 俊					
生涯学習課長	岡 本 香 織					
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹					
ひきふね図書館長	石 原 恵 美					

## 2 議題について

### (1) 議決事項

第1 議案第1号 行政財産(旧木下川小学校)の使用許可について

### 3 会議の概要について

**教育長** ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いいたします。

#### 議決事項第1

議案第1号「行政財産（旧木下川小学校）の使用許可について」を上程する。

**庶務課長** 提案理由としては、旧木下川小学校の土地の一部について行政財産使用許可申請があり、墨田区公有財産管理規則第21条の2第4号の規定により、その土地の使用を許可する必要があるということです。具体的に説明いたします。まず経緯として、特別養護老人ホーム建設のため、過去の教育委員会において旧木下川小学校の土地の一部（北側半分）について用途廃止の議決をいただいた経緯がございます。本件の理由としては、特別養護老人ホーム建設工事を行うにあたり、平成28年1月20日から平成29年1月31日の期間について教育委員会所管の旧木下川小学校の土地を（1）「工事施工のための用地として使用する必要が生じ、」合わせて平成28年5月7日から平成28年7月31日の期間について（2）「工事に伴い発生する土壌を一時的に保管する用地を近隣に確保する必要が生じた。」という2種類の必要性が生じ、平成28年1月4日付けで社会福祉法人吉祥福寿会から墨田区教育委員会に行政財産使用許可の申請が行われ、事業の主管課である福祉保健部介護保険課からも事業への協力を求める依頼を受けたため、旧木下川小学校の土地の使用について許可する必要があるということです。（1）について、使用許可期間が平成28年1月20日から平成29年1月31日までの1年間となります。内容は、図面をご覧ください。右側に緑色のラインで囲まれた細長い部分がございます。用途廃止した部分の境界線は、緑色のラインの左側の黒色のラインとなります。この境界線から左側が用途廃止した土地です。したがって、現在のこの部分は旧木下川小学校の土地ではありません。一方、緑色のラインで囲まれた部分が、旧木下川小学校の土地の一部となります。旧木下川小学校は、図面には載っていませんが、右側に位置しています。したがって、この緑色のラインで囲まれている部分が、工事のために使用したいということで申請がされている状況です。続いて（2）について、使用許可期間が平成28年5月7日から平成28年7月31日までとなります。内容は、先ほどご説明した緑色のラインで囲まれた細長い部分の右側にある青色のラインで囲まれた部分となります。校庭のほぼ真ん中を占めている四角い部分です。広さにして780㎡です。この部分は、工事により発生した土壌を保管するため使用したいという申請がされています。申請者は、社会福祉法人吉祥福寿会です。使用目的は、先ほどご説明したとおり（1）は工事のために必要なスペース、（2）はその工事により生じた土壌を保管するためのスペースです。続いて行政財産の使用料についてです。この額の算出に当たっては、墨田区行政財産使用料条例第2条第1項第1号の規定に基づいて算出しています。（1）については、月額が137,509円で、貸付期間分の合計貸付料が1,703,337円となります。（2）についても同様の算出方法により月額が353,437円で、貸付期間分の合計貸付料が991,903円となります。現在、一般の方々に旧木下川小学校の施設貸出しを行っています。平成28年5月7日から平成28年7月31日の期間については、土壌保管で（2）のスペースを使用するため、施設貸出しができない状態となります。そのため、この期間中は、施設貸出しを一時的に停止する必要がございます。利用者の周知については、平成28年3月1日までに行っていきたいと考えています。なお、事業の主管課である福祉保健部介護保険課からも本件について協力の依頼をいただいているところでございます。本件については、許可をするということで議案を作成いたしました。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**教育長** ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。

**雁部委員** 使用料は、一般財源に入るのですか。

**庶務課長** 雑入という科目に入ります。

**阿部委員** 土壌を保管するスペースは、今まで誰がどのようにして利用してきたのですか。

**庶務課長** この部分については、旧木下川小学校という教育財産として私どもが管理しています。これらの廃校した施設については、学校施設使用条例に基づき、一般の方々に体育館や校庭を貸し出しています。本件の場合は、校庭として貸し出しています。

**阿部委員** 実際に利用している方々は、いるのですか。

**庶務課長** はい。土地の広さとしては、サッカーの試合ができるほどの広さはありません。ただ、サッカーや野球の練習場として利用されています。

**阿部委員** この部分は、しばらく利用できなくなるということですね。

**庶務課長** はい、そうです。私どものとしましては、なるべく期間を限定してほしいということで主管課と調整して、3か月間ということになりました。

**阿部委員** あと、場合によっては土壌に汚染物が含まれていたり、子どもたちの遊び場になることも考えられますが、その管理はどうするのですか。

**庶務課長** はい、その可能性も十分考えられるので、飛散防止、安全対策を行うことになっています。

**阿部委員** ちなみに右側の四角い部分は、プールですか。

**庶務課長** はい、プールです。

**阿部委員** この場所は、利用されているのですか。

**庶務課長** この場所は、防災拠点として指定されていますので、災害時の水溜としての用途はございます。

**坂根委員** この工事名は「特別養護老人ホーム木下川・吾亦紅新築工事」とありますが、「吾亦紅」というのはこの新しい特別養護老人ホームの名前ですか。

**庶務課長** 現段階では、仮称となっています。

**坂根委員** この図面は、特別養護老人ホームの建築事務所からの図面ということですか。

**庶務課長** 工事を主体するのは、社会福祉法人吉祥福寿会ですので、そちらから提出された図面となります。

**教育長** それでは、議決事項第1・議案第1号「行政財産（旧木下川小学校）の使用許可について」は、原案どおり許可することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**教育長** それでは、原案どおり決定いたします。

## その他

**坂根委員** 報告事項を申し上げます。5日からチャレンジ教室が始まりましたが、押上小学校のチャレンジ教室に行ってきました。昨年は錦糸中学校で行いましたが、今回は小学校でした。実は昨年、中学校で行った時は机が高く、足をブラブラさせている子どもたちがいるということを申し上げました。しかし、今回は小学校のランチルームで行いましたので、机の形が平行四辺形で、上手く組み合わせて3人座れるようになっていて、とても良い環境でした。時期もお正月ということで、子どもたちもゆったりとニコニコして良い雰囲気で行われていました。この取組は、学力の

高くない子どもの学力を高めることはもちろんですが、落ち着かない子供が落ち着いて授業を受けられるようになる効果もあるとの報告を以前に受けていたので、ぜひ続けてもらいたいと思います。以上です。

**すみだ教育研究所長** 私もランチルームの雰囲気非常好に良いと思っていますので、あのような私たちで今後も実施していけるよう、場所も含めて来年度以降検討していきたいと考えています。

**教育長** 以上で、教育委員会を閉会いたします。